第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

平成２３年（フ）第２７８４号
名古屋市天白区植田３丁目509番地　スカイハイツ沢207号
債務者　小島　由嘉
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１号
青森市虹ケ丘１丁目13番地５
債務者　比嘉　良光
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
青森市虹ケ丘１丁目13番地５
債務者　比嘉　久子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
青森市古川３丁目12番５号　青杜マンションＢ―105
債務者　境　　セツ
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３１号
愛知県春日井市高蔵寺町８丁目1926番地147　鹿乗グリーンハイツ305号
債務者　松原　圭子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２８号
名古屋市西区栄生１丁目４番16号　ロイヤルハイツ２－３Ｂ号
債務者　内村　悦子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１７号
名古屋市中村区亀島１丁目10番10号　若葉荘６号
債務者　久保　　学
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２号
青森県八戸市大字田面木字下田面木42番地12　メイプルハイツＡ－２
債務者　竹村　睦男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大薮273番地の４
債務者　玉置　麻美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４７５号
埼玉県川口市大字辻574―１―102
債務者　沢田　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７７号
千葉県松戸市野菊野３　野菊野団地３棟708
債務者　小椋　利弘
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４８１号
神奈川県大和市上和田2664―６　寺ノ上サニーコートＶ305
債務者　三浦　裕香（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４８７号
埼玉県鴻巣市三ツ木508―４
債務者　武永真美子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５４４号
東京都中野区東中野４丁目５―20　東中野ガーデン１―Ｂ
債務者　野口　修一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５４６号
東京都江東区北砂７丁目７－１―1237
債務者　石川　和雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５４８号
東京都世田谷区上北沢５丁目14―７
債務者　谷口　広樹
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部